

基監発 0218 第2号
平成22年2月18日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局監督課長
(契 印 省 略)

労働安全衛生規則の一部を改正する省令の施行に伴う足場等からの墜
落防止措置に係る法違反に対する当面の措置の廃止について

平成21年5月28日付け基監発第0528001号「労働安全衛生規則の一部を改正する省令の施行に伴う足場等からの墜落防止措置に係る法違反に対する当面の措置について」（以下「課長内かん」という。）については、平成22年3月31日をもって廃止する。

なお、平成22年3月31日までの間において、課長内かん記の2の（2）に基づく措置を行った事案については、課長内かん記の3によること。

また、本件墜落防止措置については、引き続き、

監督指導、集団指導等を通じてその周知徹底を図られたい。